

令和8年 4月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和8年 4月 20日 午後 2時30分 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	10名	1番 川村 耕一	2番 沼尾 綾乃	4番 阿久津一男	5番 川村 光代
		6番 渡邊 毅	7番 小池 毅	8番 手塚 幸子	9番 神山 守
		10番 佐藤 修一	11番 吉原 浩之		
欠席農業委員	3番 池田 雄一				
出席推進委員	18名	12番 大嶋 明男	13番 秋元 光藏	14番 北山 隆	15番 伏木 俊夫
		16番 大島 一比古	17番 酒主 学	18番 福田 重勝	19番 星野由起夫
		20番 福田 正明	21番 佐々木 俊久	22番 大貫 宣秀	23番 西巻 光次
		24番 福田 浩一	25番 福田 隆夫	26番 大島 昭吾	27番 村上 隆
		28番 富田 順子	29番 青木 容子		
欠席推進委員	なし				
傍聴人	なし				
事務局	局長 大嶋 正浩	主幹 吉澤 喜代子	主査 加藤 典子	主査 鶴見 英明	
農業公社	局長 小曾戸 英樹				

日程	件名
1 一	議事録署名人の指名
2 一	会期の決定
3 報告第 11号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
4 報告第 12号	農地法第18条(通知)について
5 議案第 26号	農地法第3条の規定による許可申請について
6 議案第 27号	日光農業振興地域整備計画の重要変更について
7 議案第 28号	農地法第4条の規定による許可申請について
8 議案第 29号	農地法第5条の規定による許可申請について
9 議案第 30号	非農地証明願について
10 議案第 31号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

事務局 長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。
 よろしくお願いたします。
 はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
 なお、池田雄一委員から、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。
 推進委員につきましては、18名全員の出席であります。
 なお、本日の傍聴人はいらっしゃいません。
 議長 ただ今から、令和8年4月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
 事務局 長 本日の議事日程について事務局長が朗読いたします。
 議長 (議事日程を朗読)
 事務局 長 それでは、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
 議長 議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。
 議長 5番 川村光代委員、6番 渡邊毅委員を指名いたします。

よろしくお願ひします。

議 長 日程第2「会期の決定」を行います。
本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日限りといたします。

議 長 日程第3、報告第11号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議
題とし、事務局の説明を求めます。
(加藤主査挙手)
はい、加藤主査。
加藤主査 総会資料1ページをお開きください。
報告第11号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたしま
す。
先月許可書を交付した5条申請案件は3件ございました。
譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりでございます。
このうち1件が1月総会にてご審議をいただいた案件となり、2件が3月総会にて
ご審議をいただきました案件でございます。
最下段でございます1月の案件につきましては、都市計画法の開発許可と同日の許
可となりましたので、3月に入ってから許可となりました。
総会審議日は令和8年1月19日及び同年3月19日でございます。
1月の1件が令和8年3月25日付け指令番号：日農委指令第5-67号にて、3
月の2件が令和8年3月19日付け指令番号：日農委指令第5-58号及び第5-5
9号にて許可書を交付しております。
以上です。

議 長 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)
それでは、次に移ります。

議 長 日程第4、報告第12号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局
の説明を求めます。
(鶴見主査挙手)
はい、鶴見主査。
鶴見主査 報告第12号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。
総会資料は2ページから5ページになります。
本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となりま
す。渡人・受人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。議案
書の件数は8件で、1番が市農業公社、2番から8番が農地中間管理事業の貸借の解
約となります。
以上ご報告いたします。

議 長 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)
それでは、次に移ります。

議 長 日程第5、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。
今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しております。

はじめに、吉原部会長から全体説明をお願いします。
(吉原委員挙手)

吉原委員 はい、吉原部会長。
今月は担い手育成部会が担当させていただきました。
現地調査は16日に2班体制で実施をいたしまして、班編成につきましては、
1班、川村光代副部会長、福田正明委員、大島昭吾委員でございます。
2班は、佐々木俊久委員、伏木俊夫委員、それと私でございます。
今月は総会資料にありますとおり、3条が8件、重要変更が1件、4条申請が1
件、5条申請が1件、そして非農地証明が4件でございます。
各案件の担当でございますけれども、3条の1番、福田正明委員。3条の2番、
佐々木俊久委員。3条の3番、同じく佐々木俊久委員。4番、大島昭吾委員。5番、
伏木俊夫委員。6番、福田正明委員。7番、伏木俊夫委員。8番、福田正明委員。
重要変更でございますが、1番は、私、吉原。2番は川村副部会長が担当いたしま
した。
続きまして9ページの4条申請になりますけれども、1件、佐々木俊久委員。
続きまして10ページ、5条申請、大島昭吾委員。
11ページに移りまして非農地証明願でございますが、1番、私、吉原。2番、大
島昭吾委員。3番、川村副部会長。4番、伏木俊夫委員。
担当は以上でございます。
よろしく願いいたします。
議長 ありがとうございます。
それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(福田正委員挙手)

福田正委員 はい、福田委員。
総会資料6ページお願いいたします。
議案第26号の1番を担当いたしました。
本申請は、日光市藤原地内において売買を目的とした3条申請であります。
譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明です。申請地は藤原地内、鬼怒川小学校から北へ約100メー
ルのところにあります。
公図による説明です。登記簿地目は畑、現況も畑であります。
写真による説明です。譲受人は家族2人で営農する営農計画書が提出され、購入後
は四角枠内のところにじゃがいも、ねぎ、かぼちゃ等野菜の作付けを予定しており
ます。
現在、手前のボサが斜面になっておりまして、土手みたくなって、そのちょっと先
から向こうの中に物が置いてあるあたりがちょうど境目あたりです。
ここを畑にしたいという案件であります。
利用権はありません。
農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思
えられます。
ご審議をお願いいたします。
議長 以上です。
ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(川村光委員挙手)

川村光委員 はい、川村副部会長。
この方は営農計画書が添付されておりまして、それを見ますと、ねぎ、じゃが
いも、かぼちゃを作付けする予定ということです。皆様ご審議のほどよろしく願い
いたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
(神山委員挙手)

神 山 委 員 はい、神山委員。
議案資料では自宅が集合住宅のようですが、農機具などは所有しているのでしょうか。

議 長 経営面積が空欄ですが、その辺はどうなのか、お願いいたします。
(福田正委員挙手)

福 田 正 委 員 はい、福田委員。
実家は農家で、そこでずっと手伝いという形ではやっていたということです。
機械類は、耕運機1台所有ということです。

議 長 (鶴見主査挙手)

鶴 見 主 査 はい、鶴見主査。
付け加えますと、実家の耕運機を借りてこちらの畑を作付けする営農計画が出されて、新規就農という形です。

議 長 農地は実家のすぐ近くなのですか。

鶴 見 主 査 はい、そうです。

議 長 他に何かご質問ございますか。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号2番、3番については関連がありますので、一括して担当委員の報告を求めます。
(佐々木委員挙手)

佐 々 木 委 員 はい、佐々木委員。
私は総会資料6ページ、議案第26号の2番と3番を担当いたしました。
本申請は、日光市長畑地内において、交換による農地の集約化を目的とした3条申請であります。
譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明。申請地は長畑地内、落合西小学校から北西へ約500メートルから700メートルに位置をしております。
500メートルの方がここですね。700メートルが上の方、こちらになります。
公図による説明です。〇〇〇〇の登記簿地目は田、現況も田です。もうひとつの〇〇〇〇の登記簿地目は畑、現況も畑です。
現地調査の説明です。
これが〇〇〇〇の水田になっています。こちらが〇〇〇〇の畑になっております。
譲受人がそれぞれ水稻を中心とした農家で、適切に農地を管理しております。
そのようなことからそれぞれ取得後は〇〇〇〇番地では水稻、〇〇〇〇番地ではそばの作付けを行う計画となっております。
なお、農地法第3条第2項の各号に該当いたしておりません。
また、利用権はございません。
そのようなことから許可要件のすべてを満たしていると考えております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(吉原委員挙手)

吉原委員 はい、吉原部会長。
この案件は交換による3条申請でございます。部会内で協議をした結果でございますけれども、交換することに対して何の問題もないだろうということで、お2人ともしっかり農業をやっている方だということでございますので、先ほど説明があったように、農地の集約化を大前提とした交換ですので、どうぞご審議のほどよろしく願います。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
(川村耕委員挙手)

川村耕委員 はい、川村委員。
これは、交換した部分ではお互いに近くに農地があるので交換しているのでしょうか。

佐々木委員 案内図により説明します。
〇〇〇〇が、〇〇〇〇さんが譲受人になり、自宅が近くです。
〇〇〇さんが譲受人のこちら〇〇〇〇、これも自宅の近場になります。
それぞれお互いの自宅近くの圃場に集約されるというわけです。

議 長 他に何かご質問ございますか。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続いて、番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
(大島昭委員挙手)

大島昭委員 はい、大島委員。
私は総会資料6ページ、議案第26号の4番を担当しました。
本申請は、日光市小百地内において、売買を目的とした3条申請です。
譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明です。申請地は2筆で、旧日光市立小百小学校から西へ約1.8キロメートルに位置しています。広域農道から細い道を入って行った山間にある板穴川に近接しているところです。この2筆で、ここに板穴川が流れています。広域道路がこう走っています。
公図による説明です。申請地の登記簿地目は2筆とも田、現況も田となっております。面積は2,515平方メートルです。
写真による説明です。
この写真は、道路から当該地を見下ろすように撮った写真です。

		<p>道路からかなり低い、高低差のある田です。谷間に農地が点在するといった感じ です。これが板穴川です。奥に板穴川が走っています。</p> <p>譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で水稻やそば、野菜の作付けを している大規模農家です。</p> <p>取得する農地でも水稻の作付けを行うという計画です。</p> <p>利用権はありません。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしている と考 えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p> <p>(川村光委員挙手)</p>
議	長	
川	村	<p>はい、川村副部長。</p> <p>売買による所有権移転の案件でございます。</p> <p>譲受人は皆様もご存じかと思いますが、大きく農業をやっている、経営する農 地もきちんと管理されているということですので、問題はないかと思われま すので、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
光	委	
員		
議	長	<p>報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。</p> <p>ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求め ま す。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(伏木委員挙手)</p>
伏	木	<p>はい、伏木委員。</p> <p>私は総会資料7ページ、議案第26号の5番を担当しました。</p> <p>本申請は、日光市町谷地内において、売買を目的とした3条申請です。</p> <p>案内図による説明です。申請地は3筆で、日光市轟小学校から南へ約1キロメー トルに位置しています。</p> <p>公図による説明です。申請地は3筆とも登記簿地目は田、現況も田となっており ま す。</p> <p>写真による説明です。申請地は、耕運も3筆ともなされている状態であります。</p> <p>譲受人は経営農地を適切に管理しており、水稻の作付けをしております。</p> <p>取得する農地ではそばの作付けを行う計画です。</p> <p>利用権はありません。</p> <p>なお、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしている と考 えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p> <p>(吉原委員挙手)</p>
員		
議	長	<p>はい、吉原部長。</p>

吉原委員	現地調査後部会内で協議した結果、この案件は売買することに許可相当ということになりました。
議 長	皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議 長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして、番号6番について担当委員の報告を求めます。 (福田正委員挙手)
福田正委員	はい、福田委員。 総会資料7ページお願ひいたします。議案第26号の6番を担当いたしました。 本申請は、日光市小佐越地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。申請地は鬼怒川線小佐越駅から西へ約400メートルのところ に位置しています。 公図による説明です。登記簿地目は宅地、現況は畑です。 写真による説明です。 譲受人は耕作農地を適切に管理しており、水稻等を作付けしております。 譲受人の居宅がすぐ近くでありますので、購入後はそばの作付けを予定している そうです。利用権はありません。 手前の小砂利が見えるところは車のUターン場所に利用するみたいで、そばのほう は奥側のほう、ちょっと崩れているところあるのですが、それは土手みたくなる そうです。 農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件のすべてを満たしていると考え ます。
議 長	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 以上です。 ありがとうございます。
川村光委員	次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願ひます。 (川村光委員挙手) はい、川村副部長。
議 長	これも売買による所有権移転の案件となっております。 譲受人なのですが、この方はもう1人の方と農業法人を立ち上げてやっている 方で、経営されている農地も適切に管理されております。 問題ないとの部会の統一見解ですので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。 (大島一委員挙手)
大島一委員	はい、大島委員。 資料なのですが、登記簿上は宅地、現況が畑。 これは宅地になっているのですか、自然じゃないような気がするのですが。 どういうことで宅地になっているのでしょうか、3条ですよ。

鶴見主査 これは登記簿の地目が宅地で、現況が畑のため3条で売買の申請がされました。受人が1月に周辺の農地を3条で購入したのですが、この農地は登記が宅地だったため、申請が漏れてしまったことにより今回新たに3条申請をされました。土を整地しているような状況なのですが、農地法の土壤改良の範囲内で現況土をならしているような状況です。

大島一委員 手前は農地の乗り入れ口ということで砂利が引いてあるような現状です。現況よりも宅地となっていたいきさつというか経緯は、登記簿はいつ頃なったのでしょうか。

鶴見主査 ここは、渡人の方が相当昔に相続した土地だそうです。相続した方の親か何かがこの土地に家を建てたようです。それを取り壊して現況が畑になって、もう何10年も経っているような状況です。

大島一委員 受付の段階の謄本は確認してかなり前に地目が宅地になっていたってことですか。過去を掘り返してもあれだけど、自然体ではない気がしたので質問させてもらいました。昔の相続に時に建物建て何かしらで宅地にしてしまったということなのでしょうね。

鶴見主査 3条だからこれ現況だけど、このまま宅地ではいけないから農地にまた変えるのですか。

大島一委員 現況は農地のままで、土壤改良をしているという状況です。表土にちょっと黒土を入れて、土壤改良しているようです。

鶴見主査 土壤改良だから文字通り農地にして改良していくのでしょうか、農地台帳っていう管理上は宅地っていうことじゃなくて農地になるのですか。

大島一委員 そのとおりです。現況が農地ですので、農地ということで台帳には登録されます。

鶴見主査 では登記は変えずに、農地ということで管理していくわけですか。

大島一委員 3条の売買の許可が下りれば当事者のほうに地目のほうは変えた方がいい・・・

鶴見主査 それちゃんと変更してもらわないと、後々3条で法的に農地法的前提で審議しているわけだから、やっぱり農地だったら農地にしていかないと後々厄介になってくるような気がするのですが。その修正の手続きが必要だと思われるのですが、そう持っていくべきではないかと思います。

大島一委員 宅地のままだったらおかしいと思いますよ。一致しておかないと後々どのようになっていくかわからないし、あくまでも審議上は農地であるべきだと思うので、それはやっぱり訂正して地目は登記と一致しておかないとまずいと思うのですが。

鶴見主査 今後、許可する時点で申請者には地目を農地に直した・・・

大島一委員 それは条件としてやったほうがいいと思います。

鶴見主査 指導したいと思います。

大島一委員 ありがとうございます。

議長 他に何かご質問等ございますか。
(渡邊委員挙手)

渡邊委員 はい、渡邊委員

鶴見主査 今回の質問に類するところなのですが、本人同士の値段が決まっていて買われていると思うのですが、感じとしては10アール821万円というのはすごい金額だと思います。農地の売買ですけど、値段としては宅地の売買なのかなって。

大島一委員 答えられる範囲で何かあればと思ひまして、別にこれをどうするつもりはないですけど金額としてはちょっとすごいかなって感じですね。

鶴見主査 まあ、8,000円位ですから160万からですかね、ちょっと金額としては気になったものですから、説明をいただければと思います。

大島一委員 台帳が宅地ということで、もしかすると宅地並みの価格で、面積が狭いから余計高くなってしまっているのですが、もちろん両者とも了解の上での売買価格になります。

議	長	ほかにご質問ございますか。 (「なし」 の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号6番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号7番について担当委員の報告を求めます。 (伏木委員挙手)
伏木委員		はい、伏木委員。 私は総会資料7ページ、議案第26号の7番を担当しました。 本申請は、日光市町谷地内において、売買を目的とした3条申請です。 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明です。申請地は2筆で、リサイクルセンターから北西へ約300メートルに位置しています。 公図による説明です。申請地〇〇〇の登記簿地目は山林、現況は田となっております。続いて、〇〇〇〇-〇の登記簿地目は畑、現況は田となっております。 写真による説明です。 〇〇〇は田として管理されております。 次に、〇〇〇〇-〇は草刈りもしてあり、耕運をすれば作付けできます。 譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族4人で水稻の作付けをしております。取得する農地では水稻、野菜の作付けを行う計画です。 利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えています。
議	長	ご審議のほどよろしく願いいたします。 ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。 (吉原委員挙手)
吉原委員		はい、吉原部会長。 この案件は、売買による所有権の移転の3条申請でございます。譲受人の方は大規模に営農されておられて、この申請に対しては許可相当だろうという部会内の見解でございます。
議	長	どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。 (川村耕委員挙手)
川村耕委員		はい、川村委員。 もう一枚の写真見せてください。 この赤線で囲った左側はどういうふうになっているのですか。
伏木委員		所有者が違うそうです。
川村耕委員		そこを分けて、そこだけ耕作するんですね。
議	長	他にご質問ございますか。 (「なし」 の声あり)
議	長	それでは質疑を終結し、採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま

す。

議 長 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、番号7番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号8番について担当委員の報告を求めます。
 (福田正委員挙手)

福 田 正 委 員 はい、福田委員。
 同じく7ページです。議案第26号の8番を担当いたしました。
 本申請は、日光市藤原地内において、売買を目的とした3条申請です。
 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
 案内図による説明です。申請地は、鬼怒川線新藤原駅から北西へ約250メートル
 に位置しております。
 公図による説明です。登記簿地目は畑、現況も畑です。
 のちにお話が出るのですが、〇〇〇番は今空き家になっておりまして、この空き家
 も同時購入をするというお話です。
 譲受人は1人なのですが、この土地なのですが、手前が先ほどお話ししました〇〇
 〇番地が手前側になります。
 営農計画書が提出されまして、購入後はぶどうを作る計画です。
 利用権はありません。
 なお、さっきお話ししました〇〇〇番の周囲のすべてが空き家でした。
 第3条第2項各号に該当しないため、要件のすべてを満たしていると考えます。
 ご審議をお願いいたします。
 以上です。

議 長 ありがとうございます。
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
 (川村光委員挙手)

川 村 光 委 員 はい、川村副部会長。
 この案件も売買による所有権移転となっております。
 この方は、ここでぶどうを作りたいということで、かなり意欲があるよう方ですの
 で、このまま見ても良いのかなという見解です。
 ご審議のほどよろしく願います。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
 (神山委員挙手)

神 山 委 員 はい、神山委員。
 先ほどと同じなのですが、経営面積が書かれていないので、また新規就農なの
 かということ。公図に戻していただいて、〇〇〇も後日購入ということだったので
 けども、〇〇〇-〇というちょっと空いたところはどうなのでしょう。

議 長 (福田委員挙手)

福 田 正 委 員 はい、福田委員。
 事務局にお願いします。

鶴 見 主 査 新たに農業を始めたいということで、営農計画書が出ていまして、購入した農地で
 ぶどうをやりたいということです。
 新たに農業をやると言っても、この〇〇〇に家が建ってまして、この土地と〇〇
 〇-〇を購入するので、半分空き家対策の農地購入というような形になるかと思われ
 ます。
 あと〇〇〇-〇はここだけ所有者が違っています。以前から〇〇〇から入って〇〇

〇の土地を通って耕作はさせていただいたようです。
 売ってほしいという願いをしたけれども、持ち主が土地を減らしたくないということ
 で売ってはもらえなかったようなのですが、通行については覚え書きの様な物を
 交わしているそうです。

以上になります。

機械は大丈夫ですか。

〇〇〇のところに車1台が通れる道というか空いていまして、そこから小さいトラ
 クターや耕運機などは乗り入れられるような状況です。

他に何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

それでは採決いたします。

番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
 す。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号8番は、原案のとおり許可することに決しました。

日程第6、議案第27号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題
 とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(吉原委員挙手)

はい、吉原部会長。

総会資料は8ページになります。私は議案第27号の1番を担当させていただきました。

申請人及び申請地等は資料のとおりでございます。

本申請は町谷地内において、宅地として非農地証明願を目的とした農振地域からの
 除外の申請でございます。

案内図による説明です。申請地は、リサイクルセンターから北東へ約670メート
 ルに位置しています。

公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。

周囲の状況は、東側が宅地、西側が宅地、南側は畑、北側が宅地になっておりま
 す。

土地利用図による説明です。

申請地は昭和51年から宅地として利用されてきましたが、地目変更の登記がなさ
 れていないまま現在に至っております。

今回は、非農地証明を得て地目変更登記をするため、前段の手続きとして農振除外
 の申し出となりました。

土地利用としては、現在は宅地となっております。

平成12年に撮影された空中写真が添付されており、当該土地には居宅が建築さ
 れ、すでに宅地として利用されていることが確認できます。

以上のことから農地でなくなってから20年以上経過していることが確認できてお
 ります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

ありがとうございました。

それでは担当部会としての見解を報告してください。

(川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

この現地調査の写真及び空中写真でもわかりますように、20年以上前から宅地と
 して利用されているということで、今回、農振除外の申請が出ました。

また、この案件に関しては所有者が3条で農地を取得しているということで、その是正処置そのためにも今回この農振除外を受けて農地に非農地証明願が出される予定でございます。

以上ですので問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

議長 ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議長 それでは採決に移ります。

議長 番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

議長 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。
(川村光委員挙手)

川村光委員 はい、川村副部長。

川村光委員 続きまして総会資料8ページ、議案第27号の2番の案件となっております。

川村光委員 本申請は、野口地内におきまして、宅地として非農地証明願を目的とした農振除外の案件となっております。

川村光委員 案内図による説明です。申請地は、旧野口小学校から西へ約1キロメートルのところに位置しております。

川村光委員 公図による説明です。登記簿地目は畑と田、現況は宅地となっております。

川村光委員 周囲の状況ですが、東側は田、西側は田、南側は道路、北側は原野と山林となっております。

川村光委員 土地利用図による説明です。

川村光委員 申請地は昭和30年から宅地として利用されてきましたが、地目変更の登記がなされないまま現在に至っております。

川村光委員 今回は非農地証明願を得て地目変更登記をするため、その手段といたしまして農振除外の申し出となりました。現在は宅地となっております。

川村光委員 ここが自宅への進入路、そしてこちらに居宅が建っております。

川村光委員 こっちもこの蔵がここに建っているのですが、ここも除外の申請となっております。

川村光委員 昭和51年に撮影された空中写真が添付されており、当該土地には居宅及び倉庫が建築され、すでに宅地として一体利用されていることが確認できております。

川村光委員 以上のことから、農地でなくなってから20年以上経過していることが確認できましたので、今回の申し出はよいのかなと。

議長 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議長 次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(吉原委員挙手)

吉原委員 現地調査後の部会内での協議でございますけれども、写真を見ていただいてもわかるようにすでに農地ではない現況でございます。

吉原委員 写真により昭和30年頃から宅地として使われているということでございますので、農振除外に対して問題ないだろうということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 (「なし」の声あり)
それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号2番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

議 長 日程第7、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(佐々木委員挙手)

佐々木委員 はい、佐々木委員。
私は総会資料9ページ、議案第28号の1番を担当いたしました。
本申請は、日光市岩崎地内において、農業用機械等の置き場を目的とする転用案件です。
申請人及び申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明です。申請地は、岩崎地内落合東小学校から東へ約1,600メートルに位置しています。
公図による説明です。登記簿地目は田、現況は田であります。
周囲の状況は、東側は道路、西側は水路、南側は道路、北側は田となっております。
土地利用図による説明です。
現地には申請人が立ち会いました。申請者は現在農業を営んでおり、今回は農業機械等の置き場を確保いたしたく申請に至ったところであります。
写真による説明です。
これが申請地ですが、申請地には砂利を敷いて機械置場、特に大型トラクター等の置き場にしたいということです。
給排水等はありません。雨水等は敷地内浸透になります。
以上のことから周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 ありがとうございます。
次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(吉原委員挙手)

吉原委員 はい、吉原部会長。
この案件は、農業機械等を置く場所が手狭になったことから自宅隣接の圃場を機械置場等に利用するという目的での申請になっております。部会内の見解としては許可することに問題ないだろうということでございますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 (「なし」の声あり)
それでは採決に移ります。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。
それでは、次に移ります。

議長 日程第8、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(大島昭委員挙手)

大島昭委員 はい、大島委員。
私は総会資料10ページ、29号の1番を担当しました。
本申請は、瀬尾地内において、贈与により駐車場を目的とした5条申請です。
譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
なお、譲渡人と受人の関係は渡人が受人の義父ということで、受人は渡人の子供さんの妻という関係です。
案内図による説明です。本申請地は、丸山公園から東へ約1,100メートルに位置しており、拡幅整備された県道日光今市線沿いにあります。
農地区分は第3種農地であり、農振農用地には該当しません。
公図による説明です。登記簿地目は田、現況は雑種地です。
周囲の状況、東側は青地が入っています。西側が開発道路、南側は宅地、北側が県道ということになります。
土地利用図による説明です。
譲受人は申請地の近く、30メートルくらい離れたところに住んでおまして、自宅の駐車スペースが不足していることから、義父の所有する申請地を駐車場として利用したく申請に至りました。
3台駐車する計画で、譲受人、それから譲受人の母、それから譲渡人の軽トラックの駐車場として利用するという説明でした。
なお、現場では、渡人と受人が立ち会い、説明してくれました。
写真による説明です。
こちらが県道今市日光線。全部で42坪くらいの狭い敷地なのですが、こちらは他人の住まいです。受人はこの辺に住んでいます。ここに砂利を敷いた形跡があるのですが、無断で敷いてしまったということで始末書が添付されています。
整地はしないでこのままの状態を利用するという説明でした。敷地内の雨水処理は地下浸透という説明でした。境界は全部ではないですが、何点か確認できました。
以上のことから周りに及ぼす影響はないと思います。
ご審議のほどよろしく願いいたします。
ありがとうございます。

議長 次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(川村光委員挙手)

川村光委員 はい、川村副部長。
都市計画法上の用途地域ということで駐車場と使用することなので、特に問題はないのかなと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。
続けていこうかと思ったのですが、ちょっとお疲れのようなので少し休憩を入れた

と思います。

15時45分から再開したいと思います。

休憩（15：36）

再開（15：45）

議長 日程第9、議案第30号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

（吉原委員挙手）

はい、吉原部会長。

吉原委員 私は総会資料11ページ、議案第30号の1番を担当いたしました。

本申請は、日光市今市地内において、宅地として利用しています。

願出人及び願出地は資料のとおりです。

案内図による説明です。願出地は4筆ありまして、日光市立今市中学校から南西へ約500メートルに位置しています。

公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。

土地利用図による説明です。

願出地〇〇〇〇-〇に昭和51年以前に建物を建築し、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇〇、〇〇〇〇-〇〇と一体的に宅地として利用しております。

願出地は昭和50年頃から宅地として利用しており、約50年以上が経過しております。

空中写真による説明です。

昭和51年撮影の空中写真でございます。当時から宅地であることが確認できます。

写真による説明です。

現地の写真でございますけれども、見るからにすべて建物が建っております。

これは道路から入ってきたところの奥側から写真を撮っておりますけれども、すべて一体的に宅地として利用されておる状況でございます。

以上のことから、非農地証明することに問題ないと思われれます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

（川村光委員挙手）

はい、川村副部会長。

川村光委員 昭和51年撮影の空中写真またこの現地調査等の写真を見てもわかりますように、宅地として50年以上経過しているということです。証明することに問題はないと思われれますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議長 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

大島昭委員 (大島昭委員挙手)

はい、大島委員。

私は総会資料11ページ、議案第30号の2番を担当しました。

本申請は、日光市瀬尾地内において、山林として利用している案件です。

願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

案内図による説明です。願出地は、旧日光市立小百小学校から南西へ約800メートルのところ位置しています。

公図による説明です。願出地は2筆で、登記簿地目は畑です。

土地利用図による説明です。

願出地〇〇〇〇番、これは左側。〇〇〇〇番は右側の山林ですが、祖父が農地法を理解せず植栽してしまい、それ以来山林として使用しています。

現場は、土地家屋調査士と願出人の妻が代理人として立ち会い、間にある〇〇〇〇番はまだ相続が終わっていないので、対象外にしたという説明です。

願出人は、近辺の農地を買い受ける予定があり、農地の適切な管理という観点からこの願出を申請したということでした。

空中写真による説明です。

これで道が止まっています。ここは終点になります。平成12年の空中写真が添付されており、26年以上山林として経過しているということです。

これが〇〇〇〇番、こちらの樹種はヒノキでした。これが真ん中の〇〇〇〇番、これは相続が終わっていないので対象外です。こちらが〇〇〇〇番、樹種はスギでした。

周囲には、境界と思われる線に赤い目印テープが張ってありました。見た感じ樹齢、個人的にですが30年から40年くらい経っているかなという推定の樹齢ですね、感じました。

以上のとおり、証明するのに問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。

川村光委員 (川村光委員挙手)

はい、川村副部会長。

現地調査の写真でもわかりますように結構太い木が生えていました。

空中写真も26年以上経過していて問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、担当部会以外の皆様方からのご意見・ご質問等をお受けいたします。

富田委員 (富田委員挙手)

はい、富田委員。

間の〇〇〇〇は樹齢が若いので抜いたのですか。

大島昭委員 〇〇〇〇はまだ相続が終わっていないので抜いたそうです。

富田委員 樹齢は同じくらいなんですね。

大島昭委員 樹齢は大体同じですね。

議長 他に何かご質問ございますか。

議長 (「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(川村光委員挙手)</p>
川村光委員		<p>はい、川村副部長。</p> <p>私は総会資料11ページ、議案第30号の3番を担当いたしました。</p> <p>本申請は、日光市野口地内におきまして、宅地として利用されている案件でございます。</p> <p>願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりでございます。</p> <p>案内図による説明です。</p> <p>願出地は、日光市野口小学校から東へ約850メートルのところに位置しております。</p> <p>公図による説明です。</p> <p>願出地の登記簿地目は畑となっております。</p> <p>今回、資産をきれいに整理するため分筆をしたところでございます。</p> <p>土地利用計画図による説明です。</p> <p>願出地は、昭和50年頃の国道119号開通時に〇〇〇—〇及び〇〇〇—〇とともに現在まで宅地、自宅への進入路として利用されております。</p> <p>空中写真による説明です。</p> <p>昭和51年撮影の空中写真が添付されております。この進入路の一部、ここですね、今回分筆したところですね。50年以上自宅への進入路として経過しております。</p> <p>この方は、お年寄りなのですが一人で住んでいまして「ここを全部処分して自分は老人ホームへ入りたいんだ」ということでございました。</p> <p>以上のことから証明することに問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。</p> <p>(吉原委員挙手)</p>
吉原委員		<p>はい、吉原部長。</p> <p>この案件は、宅地として利用しておりますけれども、現地調査の写真を見ていただきましても、昭和51年撮影の空中写真をご覧になっていただいても、すでに50年以上宅地として使っているという現状でございますので、証明するに妥当だろうという部会の見解でございます。</p> <p>どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。</p> <p>ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(伏木俊夫委員挙手)</p>

伏木委員 はい、伏木委員。
私は総会資料11ページ、議案第30号の4番を担当しました。
本申請は、日光市町谷地内において、原野及び道路として利用している案件です。
願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。
案内図による説明です。願出地は3筆で、リサイクルセンターから南西へ約750メートルのところに位置しています。
公図による説明です。願出地の登記簿地目は畑です。
土地利用計画図による説明です。
現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇は、平成2年より資材置き場として利用されてきました。その後、令和2年頃より利用されず、原野となっている状態です。
また、〇〇〇〇-〇は、昭和62年に隣接地の道路が市道認定されて以来、道路として利用されています。
空中写真による説明です。平成2年撮影の空中写真が添付されており、約36年以上原野および道路として経過しています。
写真による説明です。
写真のとおり原野および道路になっている状態で、農地として利用されておりません。以上のことから、証明することに問題はないと思われます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
次に、現地調査の検討・協議の結果について担当部会から報告願います。
(吉原委員挙手)

吉原委員 はい、吉原部会長。
この案件は、現在までに原野になっているということで、証明願が出たわけでございます。以前は公共事業等による工事に伴った資材置き場として利用していましたが、その後使用されずに原野化してしまったという案件でございまして、写真のとおり畑としての復元は不可能かなと、現状を見て確認をいたしました。
どうぞご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、担当部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号4番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、番号4番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
それでは、次に移ります。

議長 日程第10、議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(鶴見主査挙手)

鶴見主査 はい、鶴見主査。
議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」ご説明いたします。
本申請については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要項の第6の6の(1)の規定によ

り日光市が作成した「農用地利用集積等促進計画（案）」を決定するために審議を求められています。

今月は「所有権移転」と「利用権・貸借権の設定」の案件がございます。

まず所有権移転の案件になります。総会資料は12ページから13ページとなります。

議案書の件数は4件で、面積は6筆、3,741平方メートルとなります。

「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名および土地の表示等は、申請のとおりです。

次に「利用権設定」の案件ですが、総会資料は14ページから19ページになります。

件数は11件で、面積は66筆で、111,626.96平方メートルとなります。

「設定するもの（渡人）」・「設定を受けるもの（受人）」の住所・氏名および土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします

（川村耕委員挙手）

はい、川村委員。

川村耕委員

19ページの10番なのですが、それ面積っていうのは一番上だと1,957平方メートルのうちの1,917平方メートルと記載がありますが、この残りっていうのはどういうふうなかたちになっているのですか。いくつかありますよね。

議 長

（小曾戸局長挙手）

農業公社、小曾戸局長お願いします。

小曾戸局長

農業公社事務局長の小曾戸と申します。今回、4月1日の人事異動で局長になりました。よろしく願いいたします。

先ほどのご質問にありました面積の差につきましては、農地台帳上で地目が「その他」になっておりまして、それゆえの部分が他になっておりますので、そういったところで面積の差が発生していると考えております。

以上です。

議 長

本人同士納得しているということで、はい。

他に何かご質問ございますか。

（神山委員挙手）

はい、神山委員。

神山委員

例えば14ページの1なのですが、対価等が空欄のところは、物納なのか金納なのか。そういうのがいくつかあるかと思うのですが、その辺はどうでしょう。

議 長

（小曾戸局長挙手）

はい、小曾戸局長。

小曾戸局長

ただ今のご質問、お答えいたします。

塩野室のこと、承継譲渡の話ですが、こちら家族間ということで、現場の保全管理を行うということで聞いております。

以上です。

神山委員

7番の小来川はどうでしょう。

議 長

（小曾戸局長挙手）

はい、小曾戸局長。

小曾戸局長

こちらと同じ家族間のものでございます。

議

長

以上でございます。

他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり決定することに決しました。

議

長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これもちまして、令和8年4月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会) 午後4時10分